

マチピサービス利用約款

本約款は、株式会社まちペイの提供するまちペイ共通約款に基づく本サービス内で、株式会社まちづくり松山（以下「まちづくり松山」といいます。）が発行する松山地域限定のポイント「マチピ」及びその他まちづくり松山が提供するサービスの利用条件等を定めるものです。

第1条 （定義等）

本約款における主な用語は、次の各号に掲げるとおりとし、定義及び本約款に定めのない事項は、まちペイ共通約款の定めるところによります。

- （１）「マチピ」とは、まちづくり松山が会員に対して発行する地域ポイントをいいます。
- （２）「マチピ（限定）」とは、マチピのうち、まちづくり松山が利用可能なマチピ加盟店、商品又はサービスを限定して発行するものをいいます。
- （３）「マチピ加盟店」とは、まちペイ加盟店のうち、まちづくり松山が認めたマチピを利用してお買い物をすることができる店舗又は施設をいいます。
- （４）「マチケット」とは、イベントやキャンペーンにより配布する割引券をいいます。

第2条 （マチピの有効期限）

マチピの有効期限は、付与された日の属する月の翌月から１年間です。ただし、キャンペーン等により付与された期間限定のマチピ及びマチピ（限定）については、この限りではありません。

２．有効期限を途過したマチピは、残高の有無に関わらず無効となり、返金、払戻し又は再発行等を行うことができません。

第3条 （マチピの残高及び有効期限又はマチピ付与対象の確認方法）

マチピの残高及び有効期限は、まちペイアプリ、マチピ利用後に交付されるレシート若しくはメール又は加盟店店頭若しくはまちペイアプリにより残高照会を行いご確認ください。

２．複数の会員アカウントにあるマチピの残高を合算し、又は他の会員アカウントに移行することはできません。

３．マチピの付与の対象については公式ホームページをご確認ください。

４．マチピ（限定）の利用にあたっては、会員は自らアプリ等の表示を確認し、利用可能な店舗等において利用するものとします。指定された範囲外の店舗等において利用できなかったことにより会員に生じた損害について、まちづくり松山は自らの故意又は過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

第4条 （マチピの利用）

マチピは、マチピ加盟店店頭にて、マチカカード等を提示し又はまちペイアプリを利用することにより、所定の換算率にて商品等の支払いに利用することができます。

2. 前項の規定にかかわらず、利用可能店舗等については、第3条第4項の定めに従うものとします。

3. 一部マチピを利用してお支払いいただけない商品等があります。詳しくは、マチピ加盟店にお問合せください。

4. 会員が有効期限や利用可能店舗等の異なる複数のマチピを保有している場合、原則として有効期限の早いものから優先して自動的に消費されるものとします。ただし、決済を行う店舗等がマチピ（限定）の利用対象外である場合は、当該店舗等で利用可能なマチピのみが消費されます。

第5条（マチケット）

マチケットは、転売・譲渡・現金への換金をすることができません。

2. マチケットは割引券であり、釣銭は支払われません。

3. マチケットの複製、破損又は偽造、模造等を禁止します。

4. まちづくり松山は、マチケットの盗難・紛失、滅失、破損等に対しての責任を負わないものとします。ただし、まちづくり松山の故意又は重過失による場合は、この限りではありません。

5. マチケットの使用期限は、マチケットの表記をご確認ください。

6. マチケットの使用可能店舗及び使用可能商品等は、配布するイベントやキャンペーンにより異なります。マチケットの表記又は当該イベント・キャンペーン等の案内をご確認ください。

第6条（情報提供サービス）

広告・クーポン・空き店舗マッチング・イベントマッチング機能において掲載されている情報は、不動産会社、イベント主催者等情報提供者が掲載したものであり、まちづくり松山は掲載内容を保証しかねます。詳細は、当該情報にあるお問合せ先にご確認ください。

所定のマチピの付与率（第4条第1項、マチピ（限定）を除く。）

（1）マチカマネーによる支払い：100円（税込）につき、1ポイント

（2）現金による支払い：500円（税込）につき、1ポイント

（3）前2項については、切捨てで計算する。

マチピ利用時の換算率（第4条第1項）

● 1ポイント = 1円

制定：2018年12月8日

改定：2019年8月1日

改定：2021年1月18日

改定：2022年8月4日

改定：2025年12月16日

改定：2026年7月27日